

陸前高田市チャレンジショップ出店者募集要項

1 目的

陸前高田市中心市街地のにぎわい創出及び将来、中心市街地等において新規出店を目指す方を対象に、店舗を貸し出し、出店者が実践の中で店舗経営のノウハウを取得し、独立開業ができるよう支援することにより、産業の振興及び雇用の創出を図ることを目的としています。

2 施設の概要

所在地	陸前高田市高田町字荒町104番地7
入居可能日及び募集区画	①飲食向け区画2区画 A-1 令和4年8月上旬※ A-3 即入居可能 ②物品販売（小売業）サービス業1区画 B-3 即入居可能
面積	各区画とも16.56㎡（約5坪）
構造	木造平屋建て
設備	室内照明、電気コンセント ※トイレは共用

※本施設については、現在、入居中となっております。入居中の事業者の方は、原則として現状に復元の後退去して頂きます。ただし、新規に入居される方において、現入居者との間で合意が得られる場合には、内装等について、継続使用して頂くことも可とします。

なお、入居者の選定にはそのような事情は加味されませんので、ご了承願います。

3 出店期間

出店者の希望する任意の期間（1か月単位）とし、最大3年間です。ただし、1回に限り期間の延長も可能です。

4 営業時間・定休日

基本：午前9時から午後9時（施設は24時間利用可能）

原則上記時間内で、3時間以上かつ、週に4日以上の営業が条件になります。ただし、高校生のキャリア教育等の利用はこの限りではありません。

定休日に関しては自由です。

営業時間及び定休日はあらかじめ届出が必要です。

5 募集業種

- ①飲食店
- ②物品販売（小売業）サービス業

6 応募資格

応募対象者は、以下の条件を全て満たした方とします。

- (1) 陸前高田市中心市街地で独立開業を目指す意欲のある個人または法人・団体（仮設店舗または市外において事業を行っていた方を含みます。）
- (2) 事業運営に必要な許認可等を取得している方、または、開業までに取得予定の方。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方。
- (4) 店舗を著しく汚損したり、騒音を出したりするおそれがないこと。
※著しい汚損が見られた場合は、現状に復元を求める場合があります。
- (5) 火器、煙、特殊な臭いがするなど、危険物を扱わないこと。
- (6) 公序良俗に反しないこと。
- (7) 保健所が許可しない場所で調理した食品や、食品に直接触れることができる食品の取り扱いを行わないこと。
- (8) 国税及び地方税等の滞納がないこと。
- (9) 政治性または宗教性のある事業でないこと。
- (10) 特定の主義または主張を行う事業、または、そのおそれがある事業でないこと。
- (11) 事務所または無人販売等の利用でないこと。
- (12) その他、市長が認める者。

7 費用

次の費用は全て使用者の負担となります。

- (1) 使用料（月額14,100円）

※減免規定に該当する場合

減免の期間	減免の率
1～2年目	5割減免
3年目	3割減免
4年目以降	減免なし

- (2) 光熱費
- (3) 上下水道使用料
- (4) 内装費

- (5) 商品陳列ケースや棚などの備品購入及び陳列什器・備品の持ち込みに掛かる費用
 - (6) 搬入、搬出及び店舗内で掛かる費用
 - (7) 出店者が共同実施するイベント及び広告宣伝に掛かる費用
 - (8) ガス、電話、クレジットカード、レジスターなど個店に掛かる費用
 - (9) 給排水設備及びグリストラップなど専用施設の維持管理費及び衛生管理に関する検査費用等 ※飲食向け区画
 - (10) 撤去費用（退去時）
 - (11) その他事業を行う上で必要な費用
- ※敷金、保証金は徴収しません。

8 応募方法

- (1) 応募期間
令和4年6月20日（月）～令和4年7月4日（月）
- (2) 提出先
陸前高田市地域振興部商政課
（月曜～金曜 午前9時から午後5時／土日、祝日を除く）
- (3) 提出方法
原則持参
- (4) 提出書類
ア 陸前高田市チャレンジショップ使用許可申請書（様式第1号）
イ 事業計画概要説明書
ウ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
エ 登記事項証明書及び定款の写し（法人の場合）
オ 都道府県税及び市区町村税の滞納がない証明書
※提出された応募書類及び添付書類等は返却できません。

9 選考方法

- (1) 募集期間終了後、入居者の選定を行います。なお、原則書面審査といたしますが、応募者による概要説明等を行っていただく場合があります。
- (2) 応募条件が同じと判断した場合は、先着順に優先させていただきます。
- (3) 採否の結果を商政課より申請者に郵送にて連絡いたします。
- (4) 審査結果に関する個別のお問合せには応じられません。
- (5) 出店許可された方が辞退した場合、補欠者がいるときは優先順位に基づき出店者を追加決定する場合があります。

10 その他

- (1) 出店者に必要となる許認可等の手続きについては、各出店者において行ってください。
- (2) 出店に関しての盗難や事故などについては、全て出店者の責任となります。
- (3) 火災・停電その他の自然災害等により生じた損害に関して、市は一切の責任を負いません。
- (4) 出店許可の転貸、賃借権または営業権など一切の権利を第三者に譲渡、転貸又は担保に供することはできません。
- (5) 陸前高田商工会が施設の指定管理者となっています。施設入居に際しては、入居に当たり必要な手続き等は指定管理者の指示に従ってください。
- (6) 募集要項に記載のない事項については、陸前高田市が定めるものとします。

【お問合せ先】

陸前高田市地域振興部商政課商工係

〒029-2292

陸前高田市高田町字下和野100番地

TEL：0192-54-2111（内線422）

FAX：0192-54-3888

（月曜～金曜 午前8時30分～午後5時15分／土日、祝日を除く）

E-mail：shoukou@city.rikuzentakata.iwate.jp

《参考》開業までの流れ（イメージ）

